

農地を取得される方へ

- 譲受人が法人の場合『県』の許可が必要となります。（農地法第3条）
- 許可を申請する場合には、申請書**4部**のほかに、下記の書類**正副2部**が必要になります。
- 当月の農業委員会総会にかけることができる受付最終日（当月処理締切日）は、毎月10日（10日が休日の場合、その翌日）です。

確認	書類名	説明
	許可申請書	許可申請書（1枚）と許可申請書（別添）（7枚）の8枚が1セットとなりますので、「袋とし」及び「割印」を各ページに押印のうえ、上記必要部数ご提出願います。 [用紙は、農業委員会事務局に用意してあります] 根拠：農地法施行令第3条第1項
	許可申請書（別添）	
	土地登記簿謄本 （全部事項証明書）	届出日から3箇月以内に交付を受けたものを添付してください。 【さいたま地方法務局春日部出張所で入手できます。】 根拠：農地法施行規則第10条第2項第1号
	定款又は寄附行為の写し	申請人（譲受人・譲渡人）が法人である場合には、定款又は寄附行為の写しが必要となります。 根拠：農地法施行規則第10条第2項第2号
	組合員名簿又は 株主名簿の写し	申請者（譲受人・譲渡人）が農業生産法人で、法人の形態が『農事組合法人』又は『株式会社』の場合は必要となります。 根拠：農地法施行規則第10条第2項第3号
	農業生産法人の構成員が「農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法」第5条に規定する承認会社であることを証明する書面（農林水産大臣の承認通知の写しなど）及びその構成員の株主名簿の写し	権利を取得しようとする者が農業生産法人で、「農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法」第5条に規定する承認会社を構成員とする場合必要となります。 根拠：農地法施行規則第10条第2項第4号
	議決権の総数の4分の3以上を農業協同組合等の有する議決権の数の合計が占めることを証明する書面又は議決権の総数の過半を地方公共団体の有する議決権の数が占めることを証明する書面	権利を取得しようとする者が乳牛又は肉用牛の飼養の合理化のための事業を行う一般社団法人の場合必要となります。 根拠：農地法施行規則第10条第2項第6号
	基本財産の総額の過半を地方公共団体の拠出した基本財産の額が占めることを証明する書面	権利を取得しようとする者が乳牛又は肉用牛の飼養の合理化のための事業を行う一般財団法人の場合必要となります。 根拠：農地法施行規則第10条第2項第6号
	構成員が農地法第2条第3項第2号チに掲げる者（農業関係者以外で農業生産法人の構成員となることが認められる者）であることを証明する書面（法人が清算した農作物の購入についての契約書の写しなど。）	権利を取得しようとする者が農業生産法人で、農業関係者以外の者を構成員とする場合必要となります。 根拠：農地法施行規則第10条第2項第5号
	農地法施行令第1条第1号から第4号までに掲げる者（農業生産法人の農業経営の改善に特に寄与する者）であることを証明する書面（農林水産大臣の認定通知の写しなど。）	上記の構成員に、農業生産法人の農業経営の改善に特に寄与する者がいる場合必要となります。 根拠：農地法施行規則第10条第2項第5号

裏面に続く

確認	書類名	説明
	基本財産の総額の過半を地方公共団体の拠出した基本財産の額が占めることを証明する書面	権利を取得しようとする者が乳牛又は肉用牛の飼養の合理化のための事業を行う一般財団法人の場合必要となります。 根拠：農地法施行規則第10条第2項第6号
	農地の所有者と借り手の、使用貸借による権利又は賃借権の設定についての契約書の写し	農地法第3条第3項の規定（解除条件付きの貸借契約を結ぶこと等の要件を満たせば、農業生産法人以外の法人の権利取得を認めない要件等が適用されない規定）の適用を受けて許可を受けようとする場合必要となります。 根拠：農地法施行規則第10条第2項第7号
	景観法第56条第2項の規定による市町村長の指定を受けたことを証明する書面	権利を取得しようとする者が景観法第92条第1項に規定する景観整備機構である場合必要となります。 根拠：農地法施行規則第10条第2項第8号
	抵当権・仮登記権者の同意書又は抹消承諾書	申請の土地に、抵当権・仮登記権が付いている場合必要となります。 【実印を使用し、印鑑証明を添付してください。】

【その他参考となるべき書類】以下の書類の提出をお願いいたします。

	住民票及び法人登記簿謄本	申請人（譲受人・譲渡人）の住民票及び法人の場合には法人登記簿謄本が必要になります。 【住民票は、市町村役場（所）の住民課で入手できます。】 【法人登記簿謄本は、法務局で入手できます。】
	公図の写し	周辺土地の地番、地目、所有者を記入し、申請地を赤色で明記してください。（縮尺 1/500～600） 【役場町民生活課固定資産税担当又はさいたま地方法務局春日部出張所で入手できます。】
	案内図	住宅地図等を利用し、申請地を赤色で明記してください。
	位置図	都市計画図または農業振興地域図を利用し、申請地を赤色で明記してください。 【役場まちづくり建設課都市計画担当又は農業振興担当で入手できます。】
	誓約書	【様式は農業委員会事務局に用意してあります。】
	委任状	【様式は農業委員会事務局に用意してあります。】
	申請地区域内の地元農業委員に電話連絡	地元農業委員に内容の確認を受けていただきます。
	その他必要となるべき書類	処分（許可・不許可）の判断をするにあたって、上記書類以外で必要不可欠と許可権者が判断した書類を求められることがあります。